

女性活躍推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、また、より一層女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～ 令和7年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：役職者（副主任以上）に占める女性職員の割合を30%以上とする。

<対策>

- 令和4年4月～ 役職者等へのキャリア志向を調査・分析
- 令和5年4月～ 課題に対してキャリア研修等のプログラムを検討
- 令和6年4月～ キャリア研修等を含む人事プロジェクトを開始